

(2025 年 6 月 1 日現在)

指定短期入所事業所 夢 重要事項説明書

1 事業者の概要

名 称	社会福祉法人 1980
法 人 種 別	社会福祉法人
法 人 所 在 地	名古屋市守山区川東山 2301 番地
電 話 番 号	052-791-9160
代 表 者 氏 名	鈴木 基正

2 事業所の概要

事業所の名称	指定短期入所事業所 夢				
事業所の所在地	名古屋市守山区城土町373番地1				
事業所指定番号	2317600365				
事業所の電話番号	052-791-9160				
主たる対象者	身体障害者、知的障害者				
通常の事業の実施地域	名古屋市守山区の事業所を中心とした半径2km以内				
登録年月日	平成19年4月1日				
営業日	月曜～金曜				
営業時間	9:00～17:00				
サービス提供日	随時				
サービス提供時間	0:00～24:00				
利用定員	1人				
事業所の職員体制					
	職種	常勤	非常勤	合計員数	職務の内容
	管理者	1名		1名	業務の管理
	生活支援員	2名	1名	3名	日常生活上の支援
	調理員		1名	1名	調理
苦情対応窓口					
	窓口の名称1	事業所窓口 受付担当：久留島光保子 解決責任者：久留島光保子			
	連絡先	052-791-9160			
	対応時間	9:00～17:00			
	第三者委員	氏 名：飯塚一裕（愛知教育大学 特別支援教育講座 准教授） 連 絡 先：0566-26-2392 Mail:kiizuka@aecc.aichi-edu.ac.jp 氏 名：志村ゆず（名城大学 人間学部 准教授） 連 絡 先：052-832-1151（代） Mail:yuzu@meijo-u.ac.jp 氏 名：西岡慶樹（臨床心理士）			
	窓口の名称2	名古屋市役所 障害者支援課 指定指導係			
	所在地	中区三の丸三丁目1番1号			
	連絡先	（電話）052-972-3967 （FAX）052-972-4149			
	対応時間	8:45～17:30			

	窓口の名称 3		愛知県 運営適正化委員会			
		所在地	東区白壁一丁目 5 0 番地 愛知県社会福祉会館内			
		電話番号	(電話) 052-212-5515 (FAX) 052-212-5514			
		対応時間	9 : 0 0 ~ 1 7 : 0 0			
賠償責任保険の加入		あり 保険の名称：賠償責任保険ウォームハート（損保ジャパン）				
第三者による評価の実施状況等						
		愛知県福祉サービス第三者評価の実施	なし	結果の公表	なし	
		その他の機関による第三者評価の実施	なし	結果の公表	なし	

3 運営の方針

事業所は、居宅において介護を行う者の疾病その他の理由により、短期間の入所を必要とする利用者に対し、その利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、必要な保護を行うものとします。

事業所は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ってサービスの提供を行います。

事業所は、名古屋市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成24年12月25日名古屋市条例第80号)その他関係法令を遵守し、事業を実施します。

4 サービスの内容

事業所が提供する指定短期入所の内容は、次のとおりとします。

- (1) 入浴、排せつ、食事等の介護及び日常生活上の世話
- (2) 健康チェック
- (3) 送迎

5 利用料金

(1) 短期入所事業利用者負担額

提供した短期入所の厚生労働大臣が定める基準による料金の1割相当額（ただし、受給者証に記載された上限額の範囲内）の利用者負担額をいただきます。

事業者が利用者に代わり市町村から受領した費用の額については、利用者に通知します。

(2) サービス利用にかかる実費負担額

サービス提供に要する下記の費用をいただきます。

	サービス内容	費 用	備 考
①	朝食代	500 円／回	食事提供加算該当者は減額有
②	昼食代	700 円／回	食事提供加算該当者は減額有
③	夕食代	700 円／回	食事提供加算該当者は減額有
④	光熱水費	200 円／日	
⑤	送迎費	実 費	送迎加算を超える分
⑥	その他	実 費	利用者等に負担させることが適当と認められるもの

(3) キャンセル料等

当日朝7:00までにご連絡のない急なキャンセルの場合は、キャンセルによって被った損失の一部の料金をいただきます。

実費

また、終了時間にお迎えに見えない場合も、契約時間外利用料をいただきます。

30分につき人件費実費相当分

(4) 支払方法

上記利用料金の支払いは、概算し、請求しますので、利用開始日までに前払いでお支払いください。後日精算いたします。

6 サービス利用にあたっての留意事項

利用者は、サービスの利用にあたっては、次に掲げる事項に留意して下さい。

(1) 気分が悪くなったときは、すみやかに申し出る。

(2) 提供サービスの中止、変更について

①心身の状態、体調及び感染症等の利用者の置かれている環境により、利用者からの要望があっても、サービスの提供を中止したり、変更することがあります。

②サービス提供担当者等が利用者に重大な影響を与えるおそれがある等の場合には、サービスの提供を中止したり、変更することがあります。

③事業所は、災害発生時及び暴風警報発令時など、この事業に従事する者の安全が確保できないと判断した場合には、サービスの提供を中止したり、変更することがあります。

(3) 健康診断等について

事業者は利用者に対して、サービス提供前に主治医等の健康診断を受け、診断書(意見書)の提出を求めることができます。感染症等を有し、サービス提供担当者等に重大な影響を与えるおそれがある等やむを得ない場合には、治癒するまではサービスの提供を断る場合があります。

7 事故発生時の対応

事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

事業所は、事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録します。

事業所は、利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

8 緊急時等における対応方法

事業者は、現にサービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じます。サービス提供中に利用者の様態に急変があった場合は、同意書(別紙)に基づき対応致します。

9 非常災害対策

事業者は、非常災害に関する具体的計画を立てておくとともに、非常災害に備えるため、定期的に非難、救出その他必要な訓練を行うものとします。

10 この契約に関する苦情・相談窓口

事業所は、苦情を受け付けた場合には、その苦情の内容等を記録します。

事業所は、提供したサービスに関し、名古屋市が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又はその職員からの質問若しくは事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して名古屋市が行う調査に協力するとともに、名古屋市から指導又は助言を受けた場合は、指導又は助言に従って必要な改善を行います。

事業所は、名古屋市から求めがあった場合には、前項の改善の内容を名古屋市に報告します。

事業所は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんにできる限り協力します。

1 1 虐待の防止のための措置に関する事項

事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、虐待防止に関する責任者を選任し、成年後見制度の利用を支援するとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じます。

1 2 その他

- (1) 事業所は、その事業の運営に当たっては、名古屋市暴力団排除条例(平成 24 年名古屋市条例第 19 号)第 2 条第 1 号に規定する暴力団を利することとならないようにします。
- (2) 従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保守する旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとします。

短期入所事業利用にあたり、利用者に対して契約書および本書面に基づいて、重要な事項を説明しました。

年 月 日

事業者

(所在地) 名古屋市守山区川東山 2301 番地

(名 称) 社会福祉法人 1 9 8 0

理事長 鈴木 基正

印

(説明者) 所 属 指定短期入所事業所 夢

氏 名 小池 征司

印

私は契約書及び本書面により、これからサービスを受ける短期入所事業の重要な事項について、事業者から説明を受けました。

利用者

(住 所)

(氏 名)

印

代理人又は立会人等

(住 所)

(氏 名)

印